

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年7月31日
【会社名】	ITbookホールディングス株式会社
【英訳名】	ITbook Holdings Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼CEO 恩田 饒
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋茅場町二丁目8番4号
【電話番号】	03-6264-8200 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 神谷 修司
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋茅場町二丁目8番4号
【電話番号】	03-6264-8200 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 神谷 修司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町2番1号)

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき2019年7月11日に提出いたしました臨時報告書のうち、「発行数」「発行価額の総額」「新株予約権の行使に際して払い込むべき金額」が確定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

2 報告内容

- (2) 発行数
- (3) 発行価格
- (4) 発行価額の総額
- (6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

3【訂正内容】

訂正箇所には下線を付しております。

(2) 発行数

(訂正前)

4,920個とする。

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

(訂正後)

4,920個とする。

(3) 発行価格

(訂正前)

新株予約権の払込金額は、割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算出した公正価額であり、割当てを受ける者が、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権と相殺するものとする。

当社子会社の取締役、執行役員及び従業員については、当該子会社より当該払込金額に相当する額の報酬請求権を付与し、当社が当該子会社から当該報酬請求権にかかる金銭報酬債務を引受けただうえで、当該報酬債権と相殺するものとする。

(訂正後)

新株予約権1個当たり 12,200円 (株式1株当たり 122円)

新株予約権の払込金額は、割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算出した公正価額であり、割当てを受ける者が、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権と相殺するものとする。

当社子会社の取締役、執行役員及び従業員については、当該子会社より当該払込金額に相当する額の報酬請求権を付与し、当社が当該子会社から当該報酬請求権にかかる金銭報酬債務を引受けただうえで、当該報酬債権と相殺するものとする。

(4) 発行価額の総額

(訂正前)

未定

(訂正後)

193,356,000円

(6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

(訂正前)

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権割当日の属する月の前月各日(取引が成立していない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の一カ月平均値に0.9を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ)とする。

(以下省略)

(訂正後)

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、271円とする。

(以下省略)

以 上